

報告 2

6産労農水第1040号

東京海区漁業調整委員会

くろまぐろの知事管理漁獲可能量の変更に関する実施要領（令和3年11月25日付3産労農水第1259号施行）第3の規定に基づき、特定水産資源（くろまぐろ（大型魚））に係る令和6管理年度における知事管理漁獲可能量を別紙のとおり変更したことについて、同実施要領第5の規定に基づき貴委員会へ報告します。

令和6年7月25日

東京都知事 小池 百合子
(公印省略)

(別紙)

令和6管理年度における東京都のくろまぐろ(大型魚)に係る知事管理漁獲可能量の変更

第1 くろまぐろ(大型魚)

知事管理区分	知事管理漁獲可能量	
	変更前	変更後
東京都大島地区くろまぐろ(大型魚)漁船等漁業	14.3トン	14.6トン
東京都三宅地区くろまぐろ(大型魚)漁船等漁業	17.6トン	17.9トン
東京都八丈地区くろまぐろ(大型魚)漁船等漁業	19.3トン	19.6トン
東京都小笠原地区くろまぐろ(大型魚)漁船等漁業	2.0トン	2.0トン
東京都くろまぐろ(大型魚)定置漁業	0.5トン	0.5トン
留保枠	1.6トン	1.7トン
計	55.3トン	56.3トン

東京都知事 殿

農林水産大臣 坂本 哲志

くろまぐろに関する令和6管理年度における都道府県別漁獲可能量の変更の通知

くろまぐろに関する令和6管理年度における都道府県別漁獲可能量の変更の通知について、漁業法（昭和24年法律第267号）第15条第6項の規定に基づき、下記の表のとおり都道府県別漁獲可能量を変更したので、同項において準用する同条第4項の規定に基づき、通知いたします。

記

(表) くろまぐろに関する令和6管理年度における都道府県別漁獲可能量の変更の通知

特定水産資源	変更した都道府県別漁獲可能量 (東京都分)	
	(変更前)	(変更後)
くろまぐろ (小型魚)	10.1 トン	10.1 トン
くろまぐろ (大型魚)	55.3 トン	56.3 トン

くろまぐろの知事管理漁獲可能量の変更に関する実施要領

漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第16条第5項において準用する同条第2項の規定に基づき実施する、くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）（以下「くろまぐろ」という。）の知事管理漁獲可能量の変更に係る海区漁業調整委員会の意見聴取については、あらかじめ東京海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の了承を得たうえで、本実施要領に定めるところによるものとする。

（趣旨）

第1 くろまぐろの知事管理漁獲可能量の変更に関するルールを整備することにより、事務手続きを迅速化し、漁業者の操業機会を確保し、漁獲枠の有効活用を図る。

（追加配分及び未利用分の移転の手続き）

第2 追加配分及び未利用分の移転に伴い当該管理年度の知事管理漁獲可能量を変更しようとするときは、第3及び第4の規定に基づき配分を行うこととする。

（知事管理区分への追加配分の基準）

第3 くろまぐろの漁獲可能量の知事管理区分への追加配分は、追加配分数量の3分の1の数量（小数点第2位以下切り捨て）を、東京都大島地区くろまぐろ（小型魚）漁船等漁業及び東京都大島地区くろまぐろ（大型魚）漁船等漁業（以下「大島地区くろまぐろ漁船等漁業」と総称する。）、東京都三宅地区くろまぐろ（小型魚）漁船等漁業及び東京都三宅地区くろまぐろ（大型魚）漁船等漁業（以下「三宅地区くろまぐろ漁船等漁業」と総称する。）、東京都八丈地区くろまぐろ（小型魚）漁船等漁業及び東京都八丈地区くろまぐろ（大型魚）漁船等漁業（以下「八丈地区くろまぐろ漁船等漁業」と総称する。）に対してそれぞれ配分することとする。

2 追加配分数量から前項による配分の総量を差し引いた数量を、東京都の留保枠に充当することとする。

（定置漁業の未利用分の移転の基準）

第4 1月1日時点で東京都くろまぐろ（小型魚）定置漁業及び東京都くろまぐろ（大型魚）定置漁業の漁獲可能量の配分量に未利用分がある場合には、未利用分の数量の3分の1の数量（小数点第2位以下切り捨て）を、大島地区くろまぐろ漁船等漁業、三宅地区くろまぐろ漁船等漁業及び八丈地区くろまぐろ漁船等漁業に対しそれぞれ移転することとする。

2 未利用分の数量から前項による移転の総量を差し引いた数量を、東京都の留保枠に

充当することとする。

(変更後の報告)

第5 本実施要領により知事管理漁獲可能量の変更を行った場合には、知事の裁量の余地のない機械的な変更であることから、直近で開催される委員会でその経緯を報告する。

(その他の変更の取扱い)

第6 第3および第4の規定によるもの以外の変更を行う場合には、委員会の意見を聴いた上で配分することとする。

附 則（3産労農水第1259号）

この実施要領は、令和3年11月25日から適用する。

附 則（4産労農水第1493号）

この実施要領は、令和4年12月15日から適用する。

附 則（5産労農水第1439号）

この実施要領は、令和5年12月11日から適用する。